

(12) 財団法人 鳥取県産業振興機構給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成17年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10人	46,158千円	8,070千円	19,634千円	73,862千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
381,602円	404,402円	48.5歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年後	備考	
一般職	大学卒	152,096円	168,392円	県職員より6.0号級下位
	高校卒	129,980円	136,382円	県職員より6.0号級下位

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数	経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成17年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	1.4 月分	0.725 月分	
	1 2 月期	1.6 月分	0.725 月分	
	計	3.0 月分	1.45 月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成17年度実績）			
	区 分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額
	6 月期	9,375,872円	10 人	937,587円
	1 2 月期	10,257,698円	10 人	1,025,770円
	計	19,633,570円	—	1,963,357円
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率）			
	区 分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
	勤続40年	53.5 月分	59.28 月分	
	（その他の加算措置）			
	<ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置 制度なし ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 			
	（経過措置）			
	平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。			
	（平成17年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1 人 当 たり 平均支給年額
	平成17年度	1,610,007円	7 人	230,001円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	理事長	給料月額の20%	
		事務局長・事務局次長	給料月額の14%	
		(平成17年度実績) 1人当たり平均支給月額 67,663円		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族とし て配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者	13,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人	11,000円	
		オ ア～エ以外の扶養親族	5,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日か ら22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子	1人につき 5,000円を 加算	
		(平成17年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
2,665,000円	8人	27,760円		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け 月額12,000円を 超える家賃を支 払っている職員 又は自宅に居住 している世帯主 である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで 支給	
		イ 自宅居住者	1,500円(新築・購入の日から5年 を経過するまでの間は2,500円)	
		ウ 単身赴任手当受 給者で配偶者の居 住する借家・借間 を借り受けている 者	借家・借間居住者の例により算出し た額の2分の1に相当する額	
		(平成17年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		339,000円	8人	3,531円
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動 車等を使用して 通勤している職 員	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間 当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券 の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400 円を支給	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急 行料金等の2分の1の額（1月当 たり2万円を上限。ただし特別急行列 車の場合は、上限なし。）	
		（平成17年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		986,400円	8人	10,275円

7 役員の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
下記参照			

・理事長は県からの派遣職員であり、県の職員の例により給料及び手当を支給。